

生徒心得

第1章 前 文

1. (目的) 『生徒心得』は、本校における生徒の健全な日常生活を実現するために、これを規定する。
2. (権利と義務) 本校生徒は、本校生徒としての諸権利を享受することができる。
ただし、『生徒心得』の遵守およびその他本校の実施する指導に応ずることがなければ、この限りではない。
3. (施行) 本『生徒心得』は、平成23(2011)年4月1日より施行される。
4. (改訂) 本『生徒心得』は適宜に改訂されるものとする。

第2章 礼 儀

1. (教職員と生徒の立場) 教職員と生徒とは、人間として平等である。ただし、本校の実施する教育活動の場においては、指導者と被指導者の関係にある。本校生徒は、このことを正しく認識する。
2. (他者に対する礼儀) 来校者、教職員、上級生、同級生、下級生等の他者に対し、各々の立場に応じた礼儀をもって接する。

第3章 服 装 等

1. (制服) 本校指定の制服を正しく着用する。着用上の留意点は以下の通りである。
 - ・ネクタイ、リボン、指定のブレザーを着用し、シャツ、ブラウスの第一ボタンを留め、第一ボタンが隠れるよう着用する。
 - ・シャツやブラウスは、ズボン、スカートから出さない。
 - ・シャツやブラウスの下は、華美でないものとする。
 - ・スカートの長さは膝丈とし、ウエストで巻いてはならない。女子のズボン着用も認める。
 - ・ズボンの腰ばきを禁止する。
 - ・夏季(6月～9月※移行期間を設ける)においては、ネクタイ、またはリボンを着用しなくてもよい。ブレザーを着用する際は、ネクタイ・リボンを着用し第一ボタンを留めること。
 - ・夏服は、半そでシャツ、ブラウスとし、長そでシャツ、ブラウスを着用してもよい。また、シャツ、ブラウスの第一ボタンを開けてもよい。ただし、ネクタイ、リボンを着用する場合はこの限りではない。
 - ・男子のベルトは、指定のものを着用する。
2. (靴・靴下) 靴は、下足箱に収まる高さで、安全性に留意し踵の入るものを履く。(ブーツ・サンダル不可) 男子の靴下は華美でないものとする。女子は指定のものを着用し、たるませたり、折ってはいけない。
3. (上履き) 本校指定の上履きを使用し、落書きは禁止とする。
4. (改変) 制服を無断で改変してはならない。
5. (修繕) 破損および身体の成長・変化に伴い、制服を修繕する場合には、生活指導部を通じて指定された日に、業者による修繕等を受ける。
6. (セーター等) 指定のものを着用する。

7. (コート等) コート等の防寒衣については、華美なもの避け、(黒・紺など、無地のもの等) 安全性・品性に留意して着用する。また、ブレザーの下にパーカーなど指定の制服以外のものを着用してはならない。スカートの下にトレーニングパンツ等を着用してはならない。
8. (異装届) やむを得ず、制服の一部またはすべての着用ができない場合には、学級担任を通じて『異装届』を生活指導部に提出し、許可を得る。
文化祭等の学校行事における異装については、別途に指示を受ける。
9. (違反) 前1～8に違反した場合、学級担任・学年・生活指導部により適宜指導が行われる。

第4章 頭髪および身だしなみ

1. (公私の別) 時・場・目的において、公私を明確に区別し、頭髪および身だしなみを整える。
2. (頭髪) 生来の自然な頭髪を原則とし、パーマおよび染髪や脱色等、髪に加工を施さないこと。
男女共に常に進路活動を意識した、清潔感がある髪型にする。
3. (化粧・装身具) 化粧(眉毛を描く行為を含む)・装身具(カラーコンタクトを含む)は禁止とする。
4. (違反) 前2～3に違反した場合、学級担任・学年・生活指導部により適宜指導が行われる。

第5章 登校・下校

1. (登校時刻) 登校時刻は8:25とする。
2. (下校時刻) 最終下校時刻は17:00である。この時刻を過ぎて、教員による監督のない生徒活動は認められない。
3. (自転車通学) 徒歩または他の交通機関による通学が困難な場合には、自転車による通学をしてもよい。
ただし、本校が発行するステッカーを自転車の所定の位置に貼付し、レインウェアを携帯すること。
4. (交通安全と道徳) 登下校時には、自己の安全と他人への気配りを心がけ交通法規を守る。自転車の利用にあたっては、交通ルール・マナーを遵守すること。違反した者は別途指導が行われる。
5. 自転車は駐輪場の指定された場所に置く。
6. (車両の使用) やむを得ぬ事情により、車両による送迎を受ける場合には、予め学級担任を通じて生活指導部に届け出て、許可を得る。

第6章 欠席・遅刻・早退・公欠・忌引

1. (事前連絡) 欠席・遅刻・早退・忌引についての届出は、当日の8:10までに、保護者によって本校学級担任へ行うことが原則である。 03-3607-5170(職員室直通)
2. (公欠) 公欠は、公式試合等への参加、進路に関わる対外的な活動等、あるいは、教員との面接等により出席できなかった等の事由により、特に必要と認められる場合に適用され、出席しているものとして扱う。
公欠には、以下の手続を要する。
 - ①公式試合等への参加…学級担任または当該活動顧問より『公欠願』の発行を受け、公欠となる授業の教科担任の承認印を得る。それを学級担任へ提出する。
 - ②進路に関わる対外的な活動…就職試験解禁当初の、多数の受験者による公欠が生じる時期を除いては、前①と同様の手続を経る。
 - ③教員との面接等により出席できなかった等…担当教員により公欠となる授業の教科担任へ連絡が行われる。

3. (忌引の期間) 忌引については、以下の通り認められ、「出席すべき日数」から除外される。

1 親等 (父・母) …………… 7 日

2 親等 (兄弟姉妹・祖父母) …… 3 日

3 親等 (伯叔父母・曾祖父母) … 1 日

第7章 遅刻指導

1. (1校時開始前の遅刻) 生徒玄関において8:25を過ぎて登校した者は遅刻とする。

2. (朝のHR以降の遅刻) 職員室において、入室許可の手続を行う。

3. (指導) 遅刻は、学級担任・学年・生活指導部により適宜指導が行われる。

第8章 早退・外出・欠課に関する指導

1. (当日の早退) 始業後にやむを得ず早退する場合には、学級担任より許可証を得た後に下校する。
始業後に病気やケガで早退する場合には、養護教諭による指導を経た上で、上記の手続を行う。

2. (帰宅の連絡) 帰宅後速やかに、学校へ連絡する。

03-3607-5170 (職員室直通)

3. (外出) 始業より放課まで、外出はできない。やむを得ず外出する場合には、学級担任より『外出許可証』により、外出許可を得る。

4. (授業への遅刻・欠課) 養護教諭指導下での保健室利用、あるいは教師との面接による以外、授業に遅刻または欠課してはならない。

5. (違反) 前1および3～4に違反した場合、学級担任・学年・生活指導部により適宜指導が行われる。

第9章 授 業

1. (学習権) 授業への出席は、本校生徒に保障された学習権を行使することを目的とする。

2. (授業態度) 授業への出席者は、学習権を行使する主体としての自覚をもつ。

怠学は自己の学習権の放棄を、また、授業の進行を妨害する等の行為は他者の学習権の侵害を意味する。

3. (スマートフォン等の使用禁止) 授業中はスマートフォン等の電源を切り、鞆にしまっておくこと。

4. (礼儀) 授業は、教科担任と生徒によって行われる真摯な活動である。したがって、生徒は、被指導者としての礼儀をもってこれに臨まなければならない。

5. (自習) 教科担任に代わり、補講監督者の指示に従う。指示がなくても、自ら課題を見出し、これに取り組む。

第10章 定期考査

1. (定期考査) 第1, 2学期にはその中間および期末に, 第3学期にはその期末に定期考査が行われる。考査の時間割は, その開始1週間前に発表される。

2. (職員室への入室禁止) 定期考査期間を挟む前後1週間は, 職員室への入室を禁止する。

3. (時程) 定期考査は, 以下の時程で行われる。

生徒登校 ♪ 8:25

S H R ♪ 8:30

職員打合せ 8:40

(予 鈴) ♪ 8:55

1時間目 ♪ 9:00~9:50

(予 鈴) ♪ 10:05

2時間目 ♪ 10:10~11:00

(予 鈴) ♪ 11:15

3時間目 ♪ 11:20~12:10

4. (注意)

<基本>

- ①公正に受験する。
- ②監督の指示に従う。

<準備>

- ①開始5分前の予鈴までに着席する。
- ②出題者からの指示がない限り, 筆記具・消しゴム以外を机上に置かない。下敷きは使用しない。
- ③机の中には何も入れてはならず, 全てカバン内にしまう。カバンは口を閉じ自分の椅子の下に置く。
- ④机・壁などに, 何も記してはならない。
- ⑤スマートフォン, ゲーム機, 携帯音楽機器, 時計以外の機能を備えた時計等は持ち込まない。やむを得ず持ち込んだ場合は, 朝のSHR後, 電源を切ってカバンに入れ(身につけない), その日の考査終了までカバンから出さない。
- ⑥前を向き静粛にし, 監督からの注意等指示を聴く。

<問題の配付と開始>

- ①上記の受験態勢が整わなければ, 考査用紙の配付はされない。
- ②開始のチャイムとともに監督の合図で考査を開始する。

<考査中>

- ①不正行為をしない。
- ②静粛に受験し, 不審な挙動をしない。
- ③筆記具, 消しゴム, 電卓, 定規等の貸借はできない。
- ④途中退室はできない。
- ⑤その他全て, 監督の指示に従う。

<終了>

- ①終了のチャイムと同時に筆記具を置く。
- ②最後列の生徒は, 速やかに答案を回収する。途中で回収が滞ってはならない。
- ③監督が全員の答案を確認するまで, 席を立ってはならない。静粛に待機する。

<不正行為>

- ①カンニングおよびその準備は不正行為である。
- ②考査用紙配布中以降の私語、物品等の貸借などは不正行為とみなされることがある。
- ③スマートフォン、ゲーム機、携帯音楽機器等が作動した場合、不正行為とみなされることがある。
- ④前①～③の他、監督の指示に従わない場合も、不正行為とみなされることがある。
- ⑤不正行為とみなされた場合には、当該科目の考査は無効となる。
- ⑥考査における不正行為は、特別指導の対象となる。

第11章 生徒日直

1. (日直の割当) クラス毎に、輪番による生徒日直を置く。
2. (日直の仕事) 生徒日直は、以下に示す仕事を行う。
 - ①授業終了のたび、休み時間中に、黒板と黒板消しの掃除を行う。
 - ②その他、クラスのために奉仕する。

第12章 美化

1. (美化の心掛け) 学校は公共の場であることをわきまえ、美化を心掛ける。
 - ①ゴミの投げ捨てや放置など、他人への配慮に欠けることをしてはならない。
 - ②ゴミは分別して捨てる。
 - ③ゴミを拾うなど校内美化のため自発的に行動する。
2. (清掃) 本校生徒は、通常のコ掃除および美化活動を行う。作業は、監督教員の指示に従う。また、ゴミの分別収集を徹底する。

第13章 公共物の取扱い

1. (公共物使用の心得) 学校は公共の場であることをわきまえ、施設・設備・公共物等を大切に利用する。
2. (公共物の損壊) 故意または不注意により、本校の施設・設備・公共物等を損壊したと認められる場合、当該生徒が弁償することを原則とする。

第14章 私物の管理・遺失・拾得

1. (私物の管理) 私物の管理は自己責任に基づいて行う。ただし、学習に不要な物の持込を禁止する。安全・安心・学習環境を脅かすような場合は、預かり指導とし別途指導が行われる。
2. (盗難予防) 盗難を防ぐため、以下のことを心掛ける。
 - ①高価なあるいは余計な金品を持参しない。
 - ②ロッカー・下足箱に施錠する。
3. (盗難届) 盗難に遭った場合には、学級担任を通じて生活指導部に届け出る。
4. (遺失・拾得) 金品をなくした場合、あるいは、拾った場合には生活指導部に届け出る。
(職員室前廊下に、拾得物が陳列されている。)

第15章 校外における生活

1. (未成年) アルバイト等学校管理外における生徒の活動は、保護者の保護・監督に服す。考査1週間前および考査中のアルバイトについては原則として禁止する。

2. (公私の別) 学校管理外における活動は、本校におけるあらゆる教育活動に支障のないものでなければならない。

附 記

I. ストライキによる交通機関運行異常の場合

1. (京成電鉄のスト) 以下の通りとする。

- ①スト解除のニュース報道が7:00までにされている場合には、通常の時程で授業を行う。
- ②スト解除のニュース報道が9:00までにされている場合には、混雑等に留意して登校し、授業に出席する。
- ③スト解除のニュース報道が11:00までにされていない場合には、休校(自宅学習)となる。

2. (その他の交通機関のスト) 通常の時程で授業を行う。ただし、通学に支障のある生徒は、無理をせずに登校する。また、登校が不可能な生徒は、自宅学習をする。

3. (出欠席の扱い) ストのため休校あるいは登校できずに自宅学習となった場合、「出席停止・忌引等の日数」として扱い、「出席すべき日数」より除外する。また、始業に遅れた生徒を、「遅刻」としない。

4. (欠時の扱い) 登校したがストのため授業に出られなかった当該授業は「出席」したものとみなされる。

II. 天候不順時の登校について

東京23区東部内に、大雨・洪水・暴風・暴風雨・大雪の5つの警報が、1つでも発令されている場合は、次のように対応する。

(23区東部：葛飾・足立・江戸川・荒川・台東・墨田・江東)

III. 特別指導について

1. 次のような行為は特別指導の対象となる。

いずれも高校生としてあるいは学校という共同生活をしていくうえで、あってはならない行為である。

- ①暴力(ふざけて、冗談で、のりでの暴力は許されない。許される暴力はない。)
- ②暴言、威嚇
- ③喫煙(タバコ、ライター等の喫煙具所持、喫煙同席を含む)
- ④バイクの使用(別記)
- ⑤飲酒
- ⑥不正行為
- ⑦とばく行為
- ⑧薬物等の使用
- ⑨いじめ
- ⑩脅喝
- ⑪万引き
- ⑫盗み
- ⑬器物損壊
- ⑭インターネット、SNS等への不適切な投稿
- ⑮公共のルール・マナーを著しくそこなう行為および、迷惑行為

⑩指導無視

⑪その他，類似行為

2. バイクの使用に関する特別指導について

交通事故防止上，通学，学校行事および部活動，生徒会活動におけるバイクの使用を禁止する。

以下を特別指導の対象とする。

1. バイクを使用（同乗）して登下校した場合。（休日や私服の場合も含む）
2. 授業時間と登下校にかかる時間帯に学校付近でバイクを使用（同乗）した場合。（欠席，一度帰宅した者も対象とする）
3. 制服を着てバイクを使用（同乗）した場合。（休日を含む）
4. 校外学習等の移動手段としてバイクを使用（同乗）した場合。

※車の使用についても同様とする。